

告示第 2 号

公 告

森林法第10条の6第3項の規定に基づき越前町森林整備計画を越前町森林整備計画計画書(案)のとおり変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該計画書(案)を縦覧に供する。

また、当該計画書(案)に意見がある者は、同法第6条第3項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧期間および場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和 8 年 2 月 9 日

丹生郡越前町西田中 13-5-1
越前町長 高田 浩樹



記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
越前町森林整備計画計画書(案)
- 2 縦覧期間
令和 8 年 2 月 9 日から
令和 8 年 3 月 11 日まで
- 3 縦覧場所
越前町役場 農林水産課
- 4 意見書の提出方法等について
 - (1) 意見書の提出先
 - ① 郵便 〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1
高田 浩樹
 - ② FAX 0778-34-1236
 - (2) 意見書の提出期限
令和 8 年 3 月 11 日
 - (3) 意見書の提出上の注意
 - ① 意見書の提出の方法は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
 - ② 意見書は公表する場合があるとともに、提出された意見に対して個別に回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。
 - ③ 意見書には、個人にあつては住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人にあつては法人名・所在地を記載してください。これらは発表させていただくことがあります。
 - ④ 電話での意見はお受けできません。